

姫路市地域福祉計画推進懇話会開催要領

1 目的

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき令和3年3月に策定した姫路市地域福祉計画の進捗状況等に関して、学識経験者及び地域福祉に関わる者から意見を求めるため、姫路市地域福祉計画推進懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

2 所管事項

懇話会は、次の事項について意見を交換するものとする。

- (1) 地域福祉計画に掲げる施策又は事業の進捗及び成果
- (2) 地域福祉に関する取り組み
- (3) その他地域福祉の推進に必要な事項

3 構成員

懇話会は、次に掲げる者のうち市長が指名する20人以内の者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域団体の代表者
- (3) 医療関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) 専門職団体関係者（弁護士、司法書士、社会福祉士）
- (6) その他市長が指名する者

4 運営

- (1) 懇話会に座長を置き、市長が指名する。
- (2) 座長は、懇話会の会議を進行する。
- (3) 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。

(4) 懇話会の会議は、市長が招集する。

5 その他

(1) 懇話会の庶務は、健康福祉局保健福祉部保健福祉政策課において処理する。

(2) この要領に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が懇話会に諮って定める。